

地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成22年4月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第55号

地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例（平成22年岩手県条例第17号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(督促)

第2条 条例第2条の規定による督促は、別に定める様式による督促状を発することにより行わなければならない。

2 督促状に指定すべき期限は、発付の日の翌日から起算して15日以内とする。

3 条例第2条の特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の3の規定により履行期限を繰り上げる旨の通知をした場合

(2) 歳入を納付すべき者（以下「納付義務者」という。）の住所及び居所が不明である場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める場合

(歳入の一部納付があった場合の延滞金の額の計算方法等)

第3条 条例第3条第2項から第5項までの規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる歳入の一部が納付されているときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる歳入の金額は、その納付された歳入を控除した金額とする。

2 納付義務者が延滞金をその額の計算の基礎となる歳入に加算して納付すべき場合において、納付義務者が納付した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる歳入の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる歳入に充てるものとする。

(被保護者等に対する延滞金の免除)

第4条 知事は、納付義務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合その他これに準ずる場合については、条例第4条の規定に基づき、延滞金の全部又は一部を免除する。

(延滞金の免除の手續)

第5条 条例第4条の規定に基づき延滞金の免除を受けようとする者は、別に定める様式による延滞金免除申請書に免除を必要とする理由を証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、延滞金免除申請書を受理したときは、その内容を審査し、延滞金を免除することを適当と認めるときは別に定める様式による延滞金免除決定通知書により、延滞金を免除することを不適当と認めるときは別に定める様式による延滞金免除不承認通知書により申請者に通知しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

2 児童福祉法施行細則（昭和31年岩手県規則第84号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(納入の通知等) 第27条 [略] 2 [略] 3 広域振興局長等は、本人又は扶養義務者が納入期限から20	(納入の通知等) 第27条 [略] 2 [略]

<u>日を経過してもなお完納しない場合は、督促するものとする。</u> <u>。</u>	
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

(母子保健法施行細則の一部改正)

3 母子保健法施行細則（昭和41年岩手県規則第80号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(納入の通知等) 第13条 [略] 2 [略] 3 <u>局長は、被措置者又はその扶養義務者が納入期限から20日</u> <u>を経過してもなお完納しない場合は、督促するものとする。</u>	(納入の通知等) 第13条 [略] 2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(児童福祉法施行細則及び母子保健法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

4 この規則の施行の日前に納期限の到来した附則第2項の規定による改正前の児童福祉法施行細則及び前項の規定による改正前の母子保健法施行細則に規定する債権に係る督促の手續については、なお従前の例による。